



発行 新潟県

第 45 号

平成26年6月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

46 新潟県消防賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則（消防課）

告 示

952 自衛隊員の募集（市町村課）

953 特定猟具使用禁止区域の指定（環境企画課）

954 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）

955 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）

956 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）

957 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）

958 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）

959 公有水面埋立ての免許出願（漁港課）

960 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

961 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

962 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

963 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

964 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

965 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

966 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

967 建設業法による許可の取消し（監理課）

968 道路の区域変更（道路管理課）

969 道路の供用開始（道路管理課）

970 道路の区域変更（道路管理課）

971 道路の供用開始（道路管理課）

972 道路の区域変更（道路管理課）

973 道路の供用開始（道路管理課）

974 道路の区域変更（道路管理課）

975 道路の供用開始（道路管理課）

976 水防警報を行う河川の指定（河川管理課）

977 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

978 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

20 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果公表（監査委員事務局）

雑 報

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

平成25年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨（市町村課）

規 則

新潟県消防賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第46号

新潟県消防賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則

新潟県消防賞じゆつ金支給規則（昭和40年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県内における市町村（消防の一部事務組合を含む。）に<u>所属する</u>消防吏員及び消防団員に対し賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を支給するため、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県内における市町村（消防の一部事務組合を含む。）に<u>勤務する</u>消防吏員及び消防団員に対し賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を支給するため、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第952号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成27年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
男女別	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男 子	陸上自衛隊	約140名程度	平成26年7月1日（火）から 平成26年9月9日（火）まで
	海上自衛隊		
	航空自衛隊		
自衛官 候補生 女 子	陸上自衛隊	約10名程度	平成26年8月1日（金）から 平成26年9月9日（火）まで
	海上自衛隊		
	航空自衛隊		

2 試験期日及び試験会場

試 験 期 日		試 験 会 場
男 子	筆記試験 平成26年9月19日（金） 9月20日（土）	1 男子筆記試験は長岡・新潟・佐渡市内及び高田・新発田駐屯地を予定
	面接・身体検査 平成26年9月26日（金） 9月27日（土） 9月28日（日） 9月29日（月）	2 男女面接・身体検査及び女子筆記試験 (1) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) (2) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)

	9月30日(火) ※ 26・27日は、女子優先、志願者数により女子のみの場合があります。	
女子	平成26年9月26日(金) 9月27日(土)	

※ 状況により、12月6日(土)、7日(日)に男子のみ2次募集の試験を行う場合あり。

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

◎新潟県告示第953号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 信濃川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市中央区万代地内の国道7号線萬代橋東詰を起点とし、ここから同国道を新潟駅方面に進み、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を南西に、万代、八千代、幸西、上所、新光町、網川原、鳥屋野を経て信濃川右岸に沿って進み、県道新潟寺泊線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、信濃川大橋を渡り、国道8号線との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、新潟黒崎インターチェンジを通過し、県道新潟黒崎インター線に進み、小新、平島を経て青山地内で県道新潟亀田内野線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、関屋大橋東詰から本川大橋西詰に進む。ここから信濃川左岸堤防上の安田新潟自転車道を北東に進み、千歳大橋、昭和大橋、八千代橋を経て萬代橋西詰に至る。ここから萬代橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

596ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年10月15日から平成36年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 松浜・新潟東港特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

北蒲原郡聖籠町網代浜地内の国道113号線と県道網代浜新発田線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、第2二本松用水路との交点に至る。ここから同用水路に沿って南西に進み、町道太夫蓮潟新田線との交点に至る。ここから同町道を北西に進み、杉谷内川との交点に至る。ここから同川の右岸沿いに南西に進み、県道島見新発田線に至る。ここから同県道を北西に進み、国道113号線に至り、同国道を南西に進み、横土居地内の臨港道路西埠頭線との交点に至る。ここから同道路を南西に進み、市道豊栄1-796号線、市道北6-42号線を経て、国道113号線との交点に至る。同国道を南西に進み、市道競馬場線1号との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北4-29号線を経て、敬和学園高等学校前で県道島見濁川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、太夫浜地内を経て再び国道113号線に至る。ここから同国道を西に進み、阿賀野川右岸との交点に至る。ここから同右岸を下流に進み、日本海海岸線に出て海岸線を北東に進み、新潟東港突堤先端に至る。ここから南東に進み、水産物荷さばき所に至り、海岸線を北東に約600メートルを進み、網代浜地内からの浜道に至る。この浜道から町道網代浜居浦浜山線を経て県道網代浜新発田線を南東へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
3,197ヘクタール

- (4) 存続期間
平成26年10月15日から平成36年10月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

3 築地原特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域
市道築地・村松浜線と県道3号線(新潟・新発田・村上線)の交点築地十字路を起点とし、同県道を南に進み、市道苔実・村松浜1号線の交点に至る。ここから同市道を西に進み、通称日鉱道路の交点に至る。ここから日鉱道路を北に進み、市道築地・村松浜線の交点に至る。ここから同町道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
220ヘクタール

- (4) 存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

4 三条市中浦ヒメサユリ森林公園特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域
三条市中浦地内の県道鹿熊中浦線、市道広田加茂線三叉路を起点とし、県道鹿熊中浦線を西へ約250メートル進みそこから北へ沢沿いに登り、尾根を越えて約500メートル進む。ここから北東の方向へ沢沿いに登り、尾根を越えて約800メートル進み市道広田加茂線に至る。ここから同市道を北へ約100メートル進み、農道中浦26号線との交点に至る。ここから同農道を東に進み、同農道の終点に至る。同農道の終点から沢沿いに東南東へ約650メートル登り、その地点からさらに南西方向三条市中浦、鹿熊の境界の尾根伝いに約1,500メートル進み、県道鹿熊中浦線の峠に至る。同峠より西へ県道鹿熊中浦線を約850メートル下り、起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
140ヘクタール

- (4) 存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

5 藤橋遺跡特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域
長岡市西津町内の国道404号線と市道深才77号線との交点を起点とし、同国道を南に進み市道西幹線42号との交点に至る。ここから同市道を西北西に進み長岡技術科学大学に至る。ここから同市道を北に進み市道深才84号線との交点に至る。ここから同市道を北東に約70メートル進み市道深才77号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
33ヘクタール

- (4) 存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

6 細越特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

市道細越1号線と主要地方道見附枳尾線との交点を起点とし、同主要地方道を東南東に進み鳴鹿橋北詰の市道嶺崎宮之原線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道細越嶺崎線との交点に至る。同市道をさらに西に進み市道浄水場線を経由して市道細越浄水場線を北に進み観音山山頂に至る。ここから旧市営スキー場との境界を東に進み市道細越1号線に至る。ここから同市道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

43ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 三和特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市三和区下中地内の市道三和上越線と市道里五十公野線との交点を起点とし、ここから市道三和上越線を南東に進み県道上越安塚柏崎線との交点に至る。ここから市道井ノ口法花寺線を南に進み市道法花寺田村線の交点に至る。ここから市道法花寺田村線を北西に進み市道里五十公野線との交点に至る。ここから市道里五十公野線を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

41.7ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 関山演習場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

妙高市大字関山字武蔵野地区と上越市中郷区稲荷山新田字上川原地内との境界の片貝川武蔵野橋を起点とし、ここから同河川を西（上流）に進み、砂防ダム、ベイリー橋、丸木橋を経てさらに西（上流）に進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）から東南東に約350メートル地点で同河川が3つに分割する地点に至る。同地点から見通し線で北北西に約350メートル進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（西北西に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で西北西に約2,280メートル進み、三角点（標高1,091.1メートル）（茶臼岳）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（北東に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で北東に約2,080メートル進み、途中で澄川を横断し悪水川との交点に至る。ここから同河川に沿って南東（下流）に進み、上越市中郷区地内に入り八代川に至る。ここから同河川を東（下流）に進み、上越エネルギーサービス（株）八代川第三発電所付近で同河川が北東に折れるため、そのまま同河川に沿って北東に進み、上越エネルギーサービス（株）八代川第二発電所からの同社管理道路の橋に至る。ここから同管理道路を東に進み、市道菅沼発電所線に至り、ここから同市道を北東に進む（あわせて陸上自衛隊関山演習場の境界を進むことになる）。ここから同境界に沿って南に進み、十三石川、ウド川を横断する。ウド川を横断した後に、陸上自衛隊関山演習場の境界が東に折れるため、そのまま同境界に沿って東に進む。ここから同境界を東に進み市道元屋敷八方線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、中郷区関川地内で県道関山中郷線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円の区域。並びに陸上自衛隊関山演習場旭B地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原1地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原2地区及び陸上自衛隊関山演習場ぼうぼう原地区とする。

(3) 面積

2,102.7ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成34年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9 刈羽新池特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

刈羽村自然観察公園および新池一帯。

(3) 面積

2.8ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第954号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	アースサポート柏崎	新潟県柏崎市大字横山 1959番地1	アースサポート株式会社	平成26年6月1日
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームやすだの里	新潟県阿賀野市保田 5683番地23	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	平成26年4月1日
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームはぐろの里	新潟県阿賀野市畑江 333番地	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	平成26年4月1日
介護予防短期入所生活介護	東蒲の里みかわ園	新潟県東蒲原郡阿賀町 あが野南4319番地4	社会福祉法人東蒲原福祉会	平成26年4月1日

◎新潟県告示第955号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
めぐみ上越北	新潟県上越市大学前288番地	有限会社上新ライフサービス	平成26年6月1日

◎新潟県告示第956号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ケアステーション桜寿	新潟県長岡市福住1丁目5番3号	株式会社さくら介護サービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年4月14日	平成26年5月31日
まちなかデイサービス	新潟県新発田市大栄町7丁目1番7号	株式会社加治川の里	通所介護 介護予防通所介護	平成26年5月7日	平成26年5月31日
特別養護老人ホームやすだの里	新潟県阿賀野市保田5683番地23	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	介護予防短期入所生活介護	平成26年1月31日	平成26年3月31日
特別養護老人ホームはぐろの里	新潟県阿賀野市畑江333番地	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	介護予防短期入所生活介護	平成26年2月23日	平成26年3月31日
東蒲の里みかわ園	新潟県東蒲原郡阿賀町あが野南4319番地4	社会福祉法人東蒲原福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成26年1月31日	平成26年3月31日
介護付有料老人ホームサンクス高田自在館絢	新潟県上越市寺町3丁目10番15号	株式会社くびき野ライフスタイル研究所	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成26年4月30日	平成26年5月31日

◎新潟県告示第957号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援センターまちなか	新潟県新発田市大栄町7丁目1番7号	株式会社加治川の里	平成26年5月7日	平成26年5月31日

◎新潟県告示第958号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、新潟県農林水産部地域農政推進課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
南魚沼市	47者	大字浦佐175番地1ほか414筆 35.8ha

- 2 申請年月日
平成26年6月6日

◎新潟県告示第959号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成26年6月13日から平成26年7月4日まで新潟県農林水産部漁港課及び新潟県佐渡地域振興局港湾空港庁舎において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 出願の年月日

平成26年5月30日

- 2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 埋立区域

- (1) 位置

新潟県佐渡市稲鯨1601番地1及び1799番地6に接する国有海浜地の地先公有水面

- (2) 区域

次の各地点のうちK64の地点とK66の地点を結ぶ平成25年秋分の満潮位（D.L. +0.444m）における公有水面と陸地との境界線、K66の地点とK68とを順次結び、K68の地点と63の地点を直線で結んだ平成25年秋分の満潮位（D.L. +0.444m）における公有水面との境界線、及び63の地点とK64の地点とを順次結ぶ平成25年秋分の満潮位（D.L. +0.444m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

K64の地点 佐渡市稲鯨白地護岸基準点（北緯37度58分21秒、東経138度14分23秒）から244度09分52秒14.436mの地点

K66の地点 K64の地点から211度04分00秒51.684mの地点

K67の地点 K66の地点から301度00分26秒110.108mの地点

K68の地点 K67の地点から211度15分35秒3.421mの地点

63の地点 K68の地点から301度00分37秒4.847mの地点

62の地点 63の地点から79度23分10秒5.489mの地点

61の地点 62の地点から70度31分22秒1.200mの地点

60の地点 61の地点から72度33分36秒15.151mの地点

59の地点 60の地点から72度23分11秒15.202mの地点

58の地点 59の地点から71度17分32秒15.545mの地点

57の地点 58の地点から72度53分48秒15.050mの地点

56の地点 57の地点から70度33分51秒15.787mの地点

55の地点 56の地点から129度28分54秒10.103mの地点

54の地点 55の地点から125度02分45秒10.022mの地点

53の地点 54の地点から131度36分36秒10.165mの地点

52の地点 53の地点から123度52分44秒10.012mの地点

51の地点 52の地点から148度08分00秒11.210mの地点

- (3) 面積

4,794.81平方メートル

- 4 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位置

新潟県佐渡市稲鯨1601番地1及び1799番地6に接する国有海浜地の地先公有水面

- (2) 区域

次の各地点のうちK140の地点から101の地点までを順次結んだ線、及び101の地点とK140の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

K140の地点 佐渡市稲鯨白地護岸基準点（北緯37度58分21秒、東経138度14分23秒）から319度28分52秒8.308mの地点
K142の地点 K140の地点から211度02分15秒0.533mの地点
K64の地点 K142の地点から211度04分04秒14.185mの地点
K66の地点 K64の地点から211度04分00秒51.684mの地点
K141の地点 K66の地点から211度04分02秒4.085mの地点
121の地点 K141の地点から301度07分26秒10.122mの地点
122の地点 121の地点から299度09分27秒10.006mの地点
124の地点 122の地点から302度14分10秒10.002mの地点
125の地点 124の地点から301度58分08秒10.001mの地点
126の地点 125の地点から301度36分23秒10.000mの地点
127の地点 126の地点から301度18分14秒9.999mの地点
128の地点 127の地点から299度58分53秒10.004mの地点
130の地点 128の地点から300度54分35秒10.000mの地点
131の地点 130の地点から302度28分23秒10.002mの地点
132の地点 131の地点から297度58分30秒10.015mの地点
133の地点 132の地点から303度26分44秒10.008mの地点
134の地点 133の地点から293度52分50秒5.042mの地点
118の地点 134の地点から293度46分51秒0.737mの地点
112の地点 118の地点から69度42分02秒1.176mの地点
63の地点 112の地点から60度19分24秒0.313mの地点
K139の地点 63の地点から75度55分40秒3.467mの地点
111の地点 K139の地点から75度55分09秒3.428mの地点
110の地点 111の地点から71度59分26秒15.325mの地点
109の地点 110の地点から72度07分55秒15.279mの地点
108の地点 109の地点から72度01分01秒15.317mの地点
107の地点 108の地点から72度08分51秒15.276mの地点
K138の地点 107の地点から71度02分18秒9.186mの地点
106の地点 K138の地点から71度02分21秒6.442mの地点
K137の地点 106の地点から71度34分14秒6.602mの地点
105の地点 K137の地点から71度34分31秒8.853mの地点
104の地点 105の地点から73度19分41秒14.925mの地点
117の地点 104の地点から98度51分07秒2.638mの地点
116の地点 117の地点から106度43分03秒2.406mの地点
K136の地点 116の地点から123度19分41秒0.703mの地点
115の地点 K136の地点から123度18分58秒1.02mの地点
114の地点 115の地点から143度25分54秒1.558mの地点
113の地点 114の地点から148度50分18秒2.333mの地点
102の地点 113の地点から149度32分23秒11.356mの地点
101の地点 102の地点から148度23分52秒11.236mの地点

(3) 面積

6,461.38平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の豊栄土地改良区の定款の変更を平成26年6月4日認可した。

平成26年6月13日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第961号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区の定款の変更を平成26年6月4日認可した。

平成26年6月13日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第962号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を平成26年6月5日認可した。

平成26年6月13日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第963号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を平成26年6月3日認可した。

平成26年6月13日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第964号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の両津土地改良区の定款の変更を平成26年5月30日認可した。

平成26年6月13日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第965号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、見附市の一部を受益地域とする県営島切窪地区農用地保全施設整備(ため池等整備「震災対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成26年6月16日から平成26年7月11日まで
 - 3 縦覧に供する場所
見附市役所
 - 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。
-

◎新潟県告示第966号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営清津川右岸地区農業用排水施設整備(かんがい排水(集積型))事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
-

- 2 縦覧に供する期間
平成26年6月16日から平成26年7月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第967号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成26年4月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社岩脇組
岩脇 紋三郎
- 3 主たる営業所の所在地
佐渡市両尾4-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第11714号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社カネシチ
高橋 登
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市北本町3-56
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第39191号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社スクエア
小島 健太
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市新産2-6-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第43215号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社吉田電設
吉田 和弥
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中条新田乙783-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第16446号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小林左官土木工業所
小林 吉一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区北場2-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第3328号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社北日本保温
野崎 敏三
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区向陽2-10-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第15246号
 - 5 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
こまた建築
古俣 勲
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区五十嵐3の町北5-31
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42707号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小池板金
小池 健一
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市西条602-69
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43052号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ヨシケン
目崎 幸則
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市千谷川1-2-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第7539号
 - 5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
横木造園株式会社
横木 啓二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区祖父興野225-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-21)第4567号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高橋建装工業
高橋 勝彦
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区東中野山4-14-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39873号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社ケーアイシー

伊原 一夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区女池神明3-12-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40134号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

仲山建築

仲山 峰夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区吉江733

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43831号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社いさはい組

飯酒盃 豊

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市八幡132-8

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25)第18524号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び建築工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社佐藤工務店

佐藤 昭男

3 主たる営業所の所在地

上越市昭和町2-7-37

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第10814号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

山一建設工業株式会社

土田 茂雄

3 主たる営業所の所在地

長岡市浦瀬町8980-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第6406号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

本間建築

本間 弘

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区月潟165-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第5267号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社木村製材所

木村 浩治

3 主たる営業所の所在地

上越市柿崎区上小野381-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42821号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

愛宕商事株式会社

高橋 秀之

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区下大川前通四ノ町2186

4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第42456号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月1日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社佐藤建設
佐藤 隆昭
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区白新町2-1-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第2665号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ビセツ
松田 晃
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市福島新田丁314
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41452号
 - 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社山口電気
佐藤 清吉
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市山口306
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第17787号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社石丸工業
石丸 泰助
 - 3 主たる営業所の所在地
見附市新町2-9-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第5669号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社電友舎

星 邦彦

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区流通センター4-4-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第2029号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

護代工業株式会社

阿部 憲一

3 主たる営業所の所在地

柏崎市米山台2-2-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43360号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

合資会社丸清建設

浅井 佳彰

3 主たる営業所の所在地

魚沼市大栃山186-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第7664号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

一鉄

小川 恵一

3 主たる営業所の所在地

上越市春日山町3-24-44

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41180号

5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

浅見ガス圧接工業

浅見 一成

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区曙町4-319-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42570号

5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

鈴木建設

鈴木 康弘

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区安尻502

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44243号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社佐藤工務店

佐藤 政己

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区木崎10

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第22692号

5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び大工工事業、鋼構造物工事業、防水工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

滝本コンクリート打設興業株式会社

滝本 正美

3 主たる営業所の所在地

上越市新光町3-3-24

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第10943号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年5月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

P&D株式会社

潘 蘭萍

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区東明6-737-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43469号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年5月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社多田工務店
多田 典子
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市南七日町81-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41730号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中村工務店
中村 松男
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市高柳町田代899
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第19353号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
島田鉄筋
島田 秀和
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市北鑑坂921-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39847号
 - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社オーシャンコンストラクト
大竹 勇雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市舟入町1-16-25

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43493号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
第一企業株式会社
関谷 隆
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市春日11-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第18330号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
三浦電機株式会社
小名 隆一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区錦町1-18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第2664号
 - 5 処分の内容 電気通信工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大井工務店
大井 淳
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区味方1222-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43797号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年5月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
愛郷
桑原 勉
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市中家1330-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第41116号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年6月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

丸美建設株式会社

森山 正則

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区豊1-13-13

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第14243号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第968号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 十日町塩沢線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字清水田戊465番1から 同市字上の坂戊783番1まで	新	(A) 5.0~44.6メートル	574.6メートル
十日町市字前坂戊817番1から 同市字上の坂戊783番1まで		(B) 10.0~42.0メートル	182.6メートル
十日町市字清水田戊465番1から 同市字上の坂戊783番1まで	旧	5.0~30.6メートル	570.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第969号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町塩沢線
- 2 供用開始の区間
十日町市字前坂戊817番1から同市字上の坂戊783番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 6 月13日

◎新潟県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 6 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市字小舟坂己1406番1から 同市字坂下島己66番2まで	新	4.6～14.0メートル	47.6メートル
十日町市字小舟坂己1406番1から 同市字下の坂戊867番2まで	旧	3.4～7.5メートル	208.6メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 6 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間
十日町市字小舟坂己1406番1から同市字坂下島己66番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 6 月13日

◎新潟県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 6 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市西山町大崎字上ノ田 262 番 1 から 同市西山町大崎字上ノ田445番1まで	新	15.8～20.7メートル	131.4メートル
	旧	9.4～18.3メートル	131.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町大崎字上ノ田 262 番 1 から	新	15.8～20.7メートル	131.4メートル
同市西山町大崎字上ノ田445番 1 まで	旧	9.4～18.3メートル	131.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町大崎字上ノ田 445 番 1 から	新	15.8～20.7メートル	131.4メートル
同市西山町大崎字上ノ田262番 1 まで	旧	9.4～18.3メートル	131.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

◎新潟県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町大崎字上ノ田 262 番 1 から同市西山町大崎字上ノ田 445 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月13日

◎新潟県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沢崎木野浦線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

佐渡市小木金田新田 147 番 8 から	新	7.0～15.6メートル	368.2メートル
同市小木金田新田152番 3 まで	旧	4.5～13.0メートル	369.0メートル

◎新潟県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 沢崎木野浦線
- 2 供用開始の区間
佐渡市小木金田新田147番 8 から同市小木金田新田152番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月13日

◎新潟県告示第976号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 水防警報を行う河川及び区域

河川	区 域
太田川	左岸：長岡市村松町1-1地先から長岡市左近町字中島791番の1地先まで 右岸：長岡市横枕町40-1地先から長岡市左近町字中島791番の1地先まで
常浪川	左岸：東蒲原郡阿賀町神谷字手取甲1586地先から阿賀野川合流点まで 右岸：東蒲原郡阿賀町神谷字手取甲1395地先から阿賀野川合流点まで

- 2 指定年月日
平成26年5月16日

◎新潟県告示第977号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画下水道
名称 見附市公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第978号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画下水道
名称 見附市第2公共下水道

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、心電計について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年6月13日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

心電計 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年9月30日（火）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年6月20日（金）午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

新潟県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成25年11月22日付け新潟県選挙管理委員会告示第67号の一部を次のとおり改める。

平成26年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成26年5月19日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第一選挙区支部

(報告年月日平成25年6月18日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	34,882,005 円	34,682,005 円
本年収入額	34,882,005 円	34,682,005 円
3 本年収入の内訳		
寄附(内訳別掲)	2,657,320 円	2,457,320 円
政治団体からの寄附	1,580,000 円	1,380,000 円
合 計	34,882,005 円	34,682,005 円
4 寄附の内訳		
政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	新潟県歯科医師連盟	
(金額)	200,000 円	
(事務所の所在地)	新潟市中央区	
小 計	1,580,000 円	1,380,000 円

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年6月13日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 林 林 一
新潟県監査委員 桜 井 甚 一
新潟県監査委員 田 宮 強 志

普通会計
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新星学園	平成26年4月25日	平成24年度	平成25年3月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで	

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	平成26年4月25日	平成24年度	平成25年3月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで	
工業技術総合研究所	平成26年4月15日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同 上 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	
工業技術総合研究所下越 技術支援センター	平成26年4月15日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	
工業技術総合研究所素材 応用技術支援センター	平成26年3月10日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	同 上 同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで	
醸造試験場	平成26年4月25日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同 上 同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで	

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所高冷地農 業技術センター	平成26年4月24日	平成24年度	平成25年3月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで	
農業総合研究所中山間地 農業技術センター	平成26年3月24日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同 上 同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	
農業大学校	平成26年4月16日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	

妙法育成牧場	平成26年4月24日	平成24年度	平成25年3月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで	同 上
水産海洋研究所	平成26年4月16日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	同 上

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年4月24日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	同 上
県税部	平成26年4月24日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	同 上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年4月16日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	同 上
県税部	平成26年4月16日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年3月11日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで	同 上

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年4月24日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

県税部	平成26年 4月24日	平成24年度	平成25年 2月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 1月31日まで	同 上
健康福祉環境部	平成26年 3月13日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成25年12月31日現在、過年度調定分107件3,110,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
少年自然の家	平成26年 4月15日	平成24年度	平成25年 3月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 1月31日まで	同 上
十日町高等学校	平成26年 5月 7日	平成24年度	平成25年 3月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 2月28日まで	同 上
両津高等学校	平成26年 3月13日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
佐渡中等教育学校	平成26年 3月13日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
五泉特別支援学校	平成26年 4月25日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成24年度	平成25年 2月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 2月28日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
阿賀野警察署	平成26年 3月20日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
燕警察署	平成26年 3月24日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
上越警察署	平成26年 3月10日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項

佐渡東警察署	平成26年3月14日	平成25年度	平成25年4月1日から平成25年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成25年2月1日から平成25年3月31日まで	適正と認めた。
佐渡西警察署	平成26年3月25日	平成25年度	平成25年4月1日から平成25年12月31日まで	同 上
		平成24年度	平成25年1月1日から平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から平成26年1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、(仮称)新潟県立大学大学院棟建設工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年6月13日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 猪口 孝

1 入札に付する事項

(1) 工事の名称

(仮称)新潟県立大学大学院棟建設工事

(2) 工事の概要

(仮称)新潟県立大学大学院棟建設工事（増築）

鉄骨造2階建 延べ面積906.21㎡

(3) 工事実施場所

新潟県立大学敷地内

(4) 工期

契約締結の日から平成27年3月31日まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成26年6月13日(金)から平成26年6月20日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県立大学総務財務部総務財務課(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

(3) 問合せ等 新潟県立大学教務学生支援部企画課 大野・田中

電話番号 025-368-8224(直通)

3 入札執行の日時と場所

(1) 日時 平成26年7月9日(水)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471番地

新潟県立大学1号館1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)の規定に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、建築一式工事に関し、平成26・27年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内(旧新潟市、旧豊栄市、旧白根市、旧亀田町及び旧横越町に限る。)に主たる営業所を有すること。なお、営業所とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、平成26・

27年度の入札参加資格者名簿に登載されているものをいう。

- (4) 平成26・27年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る格付けがA級であり、入札参加確認申請書の提出時点で総合評点が1,000点以上であること。
- (5) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。
 - ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 建築工事の施行に関し、10年以上の実務経験を有すること。
 - ③ 監理技術者にあつては、建築一式工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3カ月以上の雇用関係を有すること。
- (6) (5)に掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者又は監理技術者と重複しないこと。
- (7) 本件工事と同様の工事についての受注実績があることを、工事実績一覧表を提出し証明した者であること。
- (8) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (9) 5に定めるところにより、入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
- (10) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成26年6月26日(木)午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務財務課
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成26年6月27日(金)午前9時から午後5時15分まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の工事の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。))に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

11 その他

(1) 入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件工事に關し、苦情申立てがあつたときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

なお、設計図書一式、参考数量調書は入札参加資格確認通知書と同時に交付する。

エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

平成25年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨

新潟県市町村職員共済組法定款第5条の規定により、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年6月13日

新潟県市町村職員共済組合

理事長 小林 則 幸

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
収入	負担金	7,105,323	22,526,351	0	262,036	372,922	0	0	0	0
	掛金	7,311,967	12,444,585	0	0	364,354	0	0	0	0
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	373,191	161,505	0	0	0
	利息及び配当金	5,570	0	233,593	1,058	7,027	14	353,103	11	1
	その他の収入	777,115	0	0	93,576	941	1,124	45,240	236,657	380
	他経理から繰入	0	0	0	48,394	59,947	185,392	0	0	0
	前年度支払準備金	1,093,051	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16,293,026	34,970,936	233,593	405,064	1,178,382	348,035	398,343	236,668	381
支出	給付	6,934,815	0	0	0	0	0	0	0	0
	役員員給与	0	0	0	156,629	33,067	55,213	15,329	12,620	0
	旅費・事務費	0	0	0	23,448	6,806	1,692	2,523	1,927	0
	商品仕入	0	0	0	0	1,764	5,551	0	0	0
	飲食材料費	0	0	0	0	50,811	34,342	0	0	0
	委託費	0	0	0	4,064	9,941	110	825	315	0
	支払利息	0	0	233,593	0	0	0	210,766	160,140	380
	連合会払込金	201,449	0	0	0	0	0	0	11,067	0
	前期高齢者納付金	2,900,727	0	0	0	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	2,829,009	0	0	0	0	0	0	0	0
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人保健拠出金	85	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職者給付拠出金	700,241	0	0	0	0	0	0	0	0
	負担金払込金	0	22,526,351	0	0	0	0	0	0	0
	掛金払込金	0	12,444,585	0	0	0	0	0	0	0
	他経理へ繰入	48,394	0	0	0	245,339	0	0	0	0
	その他の支出	1,714,627	0	0	186,016	867,438	97,786	7,717	10,316	0
次年度支払準備金	1,061,428	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	16,390,775	34,970,936	233,593	370,157	1,215,166	194,694	237,160	196,385	380	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 97,749	0	0	34,907	△ 36,784	153,341	161,183	40,283	1	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	3,404,368	1,965,602	615,978	580,948	2,950,598	125,741	453,192	235,224	792
	固定資産	0	0	12,306,492	3,222	1,481,289	470,894	25,841,561	7,714,227	24,997
	資産合計	3,404,368	1,965,602	12,922,470	584,170	4,431,887	596,635	26,294,753	7,949,451	25,789
負債	流動負債	96,474	1,965,602	0	2,920	74,708	14,635	24,582,676	246	0
	固定負債	1,061,428	0	12,922,470	174,041	40,346	37,769	20,618	6,131,488	24,997
	負債合計	1,157,902	1,965,602	12,922,470	176,961	115,054	52,404	24,603,294	6,131,734	24,997
純資産	資本剰余金	0	0	0	0	598,875	1,637,551	0	0	0
	積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金(△)	2,246,466	0	0	407,209	3,717,958	△ 1,093,320	1,691,459	1,817,717	792
純資産合計	2,246,466	0	0	407,209	4,316,833	544,231	1,691,459	1,817,717	792	
負債・純資産合計	3,404,368	1,965,602	12,922,470	584,170	4,431,887	596,635	26,294,753	7,949,451	25,789	